

# 保険業法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

## 目次

一	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	1
二	保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）	5
三	保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十八号）	13

一 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案	現行
<p>（少額短期保険業に係る保険の保険金額）</p> <p>第一条の六 法第二条第十七項に規定する政令で定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の保険金額について、それぞれ当該各号に定める金額とし、かつ、第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額について千円とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 八十万円</p> <p>三 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるものに関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険のほか第一号、次号又は第五号に掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払又は損害の填補（以下この条において「保険金の支払等」</p>	<p>（少額短期保険業に係る保険の保険金額）</p> <p>第一条の六 法第二条第十七項に規定する政令で定める金額は、一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 八十万円</p> <p>三 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるものに関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険をいう。以下この号及び次号において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険のほか第一号、次号又は第五号に掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払又は損害のてん補（以下この条において「保険金の支払</p>

という。)により、第一号、次号又は第五号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの(次号に掲げるものを除く。) 三百万円

四 (略)

五 傷害死亡保険(法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この号において同じ。) 三百万円(同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの(第三十八条の九において「調整規定付き傷害死亡保険」という。)にあつては、六百万円)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険(次号に掲げるものを除く。) 千万円

七 低発生率保険(法第三条第五項第一号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。) 千万円

(一の保険契約者に係る保険金額)

第三十八条の九 法第二百七十二条の十三第一項に規定する政令で定

等」という。)により、第一号、次号又は第五号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの(次号に掲げるものを除く。) 三百万円

四 (略)

五 傷害死亡保険(法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険をいう。以下この号において同じ。) 三百万円(同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、六百万円)

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険 千万円

(新設)

(一の保険契約者に係る保険金額)

第三十八条の九 法第二百七十二条の十三第一項に規定する政令で定

める金額は、一の保険契約者について引き受ける第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額（次項において「総保険金額」という。）について、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額（同条第五号に掲げる保険については、調整規定付き傷害死亡保険以外の保険にあつては三億円、調整規定付き傷害死亡保険にあつては六億円から調整規定付き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。次項において「上限総保険金額」という。）とする。

2 | 前項の規定にかかわらず、一の会社若しくはその連結子会社等（内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。）又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体の代表者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款において当該保険契約の保険期間の途中で被保険者を増加させることができるとされている保険契約については、当該保険契約の保険期間の途中で被保険者を増加させることとなる場合には、上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額（第一条の六第五号に掲げる保険については、調整規定付き傷害死亡保険以外の保険にあつては三億三千万円、調整規定付き傷害死亡保険にあつては六億六千万円から調整規定付き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額）までを限り、総保険金額が上限総保険金額を超えるこ

める額は、一の被保険者当たり千万円とする。ただし、当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険（第一条の六第六号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を含むものがある場合であつて、当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ千万円以下であると

2 | 前項の場合において、一の保険契約者に係る被保険者の総数は、百人を超えてはならず、一の被保険者当たりの第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額は、それぞれ当該各号（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合にあつては、同条第六号を除く。）に定める金額を超えてはならない。

とができる。ただし、当該総保険金額が上限総保険金額を超えることができる期間は、当該保険契約の保険期間の途中で総保険金額が上限総保険金額を超えることとなった日（以下この項において「超過日」という。）から当該保険契約の保険期間の終了の日又は超過日後に当該保険契約者が当該保険契約に係る保険と同条各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までとする。

二 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>〔少額短期保険業に係る保険の保険金額に関する経過措置〕</p> <p>第三条 改正法附則第十六条第一項に規定する保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定める金額は、次に定めるところによる。</p> <p>一 改正法の施行の日から起算して七年を経過する日（以下この号において「基準日」という。）において、改正法附則第十六条第一項の適用を受ける少額短期保険業者（次条第一項及び附則第六条において「特定保険業者であった者（以下この号において「既契約者」という。）を保険契約者として当該既契約者が基準日に締結していた保険契約（以下この号において「既契約」という。）に係る保険と次のイからトまでに掲げる保険の区分が同一の保険の引受けを行い、かつ、既契約に係る被保険者（次条第一項において「既被保険者」という。）を被保険者とする場合にあっては、一の被保険者につき、次のイからトまでに掲げる保険の保険金額について、それぞれ当該イからトまでに定める金額とする。</p> <p>イ 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険</p>	<p>附則</p> <p>〔少額短期保険業に係る保険の保険金額に関する経過措置〕</p> <p>第三条 改正法附則第十六条第一項に規定する政令で定める金額は、一の被保険者につき、次の各号に掲げる保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険（第五号に掲げるものを除く。） 千五百万円</p> <p>二 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険（次号及び第四号に掲げるものを除く。） 二百四十万円</p> <p>三 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるものに関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険をいう。以下この号及び次号において同じ。）であって、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険のほか第一号、次号又は第五号に掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険</p>

(ホに掲げるものを除く。) 千五百万円

ロ 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険（ハ及びニに掲げるものを除く。） 二百四十万円

ハ 重度障害保険（法第三条第四項第二号ロ又はニに掲げる事由のうち、人の重度の障害の状態として内閣府令で定めるものに関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この条において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険のほかイ、ニ又はホに掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払又は損害の填補（以下この条及び次条第三項において「保険金の支払等」という。）により、イ、ニ又はホに掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの（ニに掲げるものを除く。） 千五百万円

ニ 特定重度障害保険（重度障害保険のうち、傷害を受けたことを原因とする人の重度の障害の状態に関するものをいう。以下この条において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に特定重度障害保険のほかイ、ハ又はホに掲げる保険が含まれる場合には、当該特定重度障害保険に係る保険金の支払等により、イ、ハ又はホに掲げる保険の保険金額から当

金の支払又は損害のてん補（以下この条において「保険金の支払等」という。）により、第一号、次号又は第五号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの（次号に掲げるものを除く。） 千五百万円

四 特定重度障害保険（重度障害保険のうち、傷害を受けたことを原因とする人の重度の障害の状態に関するものをいう。以下この号において同じ。）であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に特定重度障害保険のほか第一号、前号又は次号に掲げる保険が含まれる場合には、当該特定重度障害保険に係る保険金の支払等により、第一号、前号又は次号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 三千万円

五 傷害死亡保険（法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約する保険をいう。以下この号において同じ。） 千五百万円（同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、三千万円）

六 法第三条第五項第一号に掲げる保険 五千万円

該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 三千万円

ホ 傷害死亡保険（法第三条第四項第二号ハに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれによつて生ずることのある当該人の損害を填補することを約する保険をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。） 千五百万円（同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほかイに掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、イに掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、三千万円）

ヘ 法第三条第五項第一号に掲げる保険（トに掲げるものを除く。） 五千万円

ト 低発生率保険（法第三条第五項第一号に掲げる保険のうち、特に保険事故の発生率が低いと見込まれるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。） 五千万円

二 前号の場合以外の場合にあつては、一の被保険者につき、次のイからトまでに掲げる保険の保険金額について、それぞれ当該イからトまでに定める金額とする。

イ 人の死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約する保険（ホに掲げるものを除く。） 九百万円

ロ 法第三条第四項第二号イ、ロ、ニ又はホに掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずること

のある当該人の損害を填補することを約する保険（ハ及びニに掲げるものを除く。） 百六十万円

ハ 重度障害保険であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に重度障害保険のほかイ、ニ又はホに掲げる保険が含まれる場合には、当該重度障害保険に係る保険金の支払等により、イ、ニ又はホに掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの（ニに掲げるものを除く。） 九百万円

ニ 特定重度障害保険であつて、同一の被保険者について引き受ける保険に特定重度障害保険のほかイ、ハ又はホに掲げる保険が含まれる場合には、当該特定重度障害保険に係る保険金の支払等により、イ、ハ又はホに掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの 千八百万円

ホ 傷害死亡保険 九百万円（同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほかイに掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、イに掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているものにあつては、千八百万円）

ヘ 法第三条第五項第一号に掲げる保険（トに掲げるものを除く。） 三千万円

ト 低発生率保険 三千万円

(一の保険契約者に係る保険金額に関する経過措置)

第四条 特定保険業者であつた少額短期保険業者等に係る法第二百七十二條の十三第一項に規定する政令で定める金額は、改正法の施行の日から起算して十二年を経過する日までの間は、この政令による改正後の保険業法施行令第三十八條の九の規定にかかわらず、一の被保険者が既被保険者である場合にあつては、当該一の被保険者当たり一億円(前条第一号イからへまでに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円)とし、一の被保険者が既被保険者以外の方である場合にあつては、当該一の被保険者当たり六千万円(同条第二号イからへまでに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円)とする。

2 前項の場合において、一の保険契約者に係る被保険者の総数は、百人を超えてはならない。

3 一の保険契約者について引き受ける第一条の六各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額(次項において「総保険金額」という。)が、それぞれ当該各号に定める金額に百を乗じて得た金額

(一の保険契約者に係る保険金額に関する経過措置)

第四条 改正法附則第十六條第一項の適用を受ける少額短期保険業者(附則第六條において「特定保険業者であつた少額短期保険業者等」という。)に係る法第二百七十二條の十三第一項に規定する政令で定める金額は、改正法の施行の日から起算して七年を経過する日までの間は、この政令による改正後の保険業法施行令第三十八條の九第一項の規定にかかわらず、一の被保険者当たり五千万円とする。ただし、当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうち低発生率保険(同項に規定する低発生率保険をいう。以下この条において同じ。)を含むものがある場合であつて、当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ五千万円以下であるときは、一億円とする。

2 前項の場合において、一の保険契約者に係る被保険者の総数は、百人を超えてはならず、一の被保険者当たりの前条各号に掲げる保険の区分に応じた保険金額の合計額は、それぞれ当該各号(当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうち低発生率保険を含むものがある場合にあつては、同条第六号を除く。)に定める金額を超えてはならない。

(新設)

(同条第五号に掲げる保険については、同一の被保険者について引き受ける保険に傷害死亡保険のほか同条第一号に掲げる保険が含まれる場合に、当該傷害死亡保険に係る保険金の支払等により、同号に掲げる保険の保険金額から当該保険金の支払等に係る金額に相当する部分が減額されることとされているもの(以下この条において「調整規定付き傷害死亡保険」という。))以外の保険にあつては三億円、調整規定付き傷害死亡保険にあつては六億円から調整規定付き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額。次項において「上限総保険金額」という。)を超えない場合においては、前項の規定にかかわらず、当該一の保険契約者に係る被保険者の総数は百人を超えることができる。

4

前項の規定にかかわらず、一の会社若しくはその連結子会社等(内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいう。))又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体の代表者(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。))を保険契約者とし、その構成員又はその親族を被保険者とする保険契約のうち、当該保険契約に係る普通保険約款において当該保険契約の保険期間の途中で被保険者を増加させることができることとされている保険契約については、当該保険契約の保険期間の途中で被保険者が増加することとなる場合には、上限総保険金額に百分の百十を乗じて得た金額(第一条の六第五号に掲げる保険については、調整規定付き傷害死亡保険以外の保険にあつては三億三

(新設)

千万円、調整規定付き傷害死亡保険にあっては六億六千万円から調整規定付き傷害死亡保険以外の保険に係る保険金額の合計額を控除した金額)までを限り、総保険金額が上限総保険金額を超えることができる。ただし、当該総保険金額が上限総保険金額を超えることができる期間は、当該保険契約の保険期間の途中で総保険金額が上限総保険金額を超えることとなった日(以下この項において「超過日」という。)から当該保険契約の保険期間の終了の日又は超過日後に当該保険契約者が当該保険契約に係る保険と同条各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る他の保険契約を締結する場合における当該他の保険契約の保険期間の開始の日の前日のいずれか早い日までとする。

(認可特定保険業者等に関する長官権限の委任)

第五条の二 改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条、次条及び第六条において「長官権限」という。)のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する認可特定保険業者に係るものを除く。)は、認可特定保険業者(第一号及び第二号の場合にあっては、改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする者を含む。)の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十二号、第十三号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(認可特定保険業者等に関する長官権限の委任)

第五条の二 改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条及び次条において「長官権限」という。)のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する認可特定保険業者に係るものを除く。)は、認可特定保険業者(第一号及び第二号の場合にあっては、改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする者を含む。)の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十二号、第十三号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇三十一 (略)

2〇5 (略)

(移行法人に関する権限の委任)

第五条の三 長官権限のうち、改正法附則第五条第五項の規定による承認の権限は、移行法人(同項に規定する「移行法人」をいう。)の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇三十一 (略)

2〇5 (略)

(新設)

三 保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百三十八号）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、<u>保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）</u>による改正後の保険業法等の一部を改正する法律（以下この項において「新平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。次項において単に「移行法人」という。）について平成二十二年改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧平成十七年改正法の規定及び新平成十七年改正法の規定（以下この項において「平成十七年改正法の規定」と総称する。）を適用する場合における平成十七年改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成二十二年改正法」という。）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により同条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改正後の保険業法等の一部を改正する法律（以下この項において「新平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。次項において単に「移行法人」という。）について平成二十二年改正法附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧平成十七年改正法の規定及び新平成十七年改正法の規定（以下この項において「平成十七年改正法の規定」と総称する。）を適用する場合における平成十七年改正法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>

<p>(略)</p>	<p>旧平成十七年改正法附則第四条第七項</p>	<p>(略)</p>	<p>旧平成十七年改正法附則第四条第七項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>「移転先会社」とあるのは</p>	<p>「移転先会社」とあるのは「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）」と、「及び少額短期保険業者」とあるのは、「少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第百三十九条第二項において同じ。）」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同条第三項及び第四項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同法第</p>	<p>第二編第七章第一節</p>	<p>あるのは「移転先会社」と</p>	<p>第二編第七章第一節（第百三十八条を除く。） 新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百二十五條第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）」と、「及び少額短期保険業者」とあるのは、「少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第百三十九条第二項において同じ。）」</p>

二百七十二条の二十九において準用する同法第百三十六条第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「又は社員総会」とあるのは、「社員総会」と、「総代会」とあるのは「総代会」又は評議員会」と、同条第二項中「又は第六十二条第二項」とあるのは、「第六十二条第二項」と、「によらなければならない」とあるのは「又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）に定める決議によらなければならない」と、同条第三項中「移転会社」とあるのは「移転業

社」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同条第三項及び第四項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十六条第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「又は社員総会」とあるのは「社員総会」と、「総代会」とあるのは「総代会（又は評議員会）」と、同条第二項中「又は第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項」と、「によらなければならない」とあるのは「又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総

(略)	
移転対象契約者	<p>者」と、「含む。」とあるのは「含む。」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）</p>
移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者」と、「営業時間又は事業時間」とあるのは「事業時間」と、「移転会社の定	<p>者」と、「含む。」とあるのは「含む。」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）</p>

(略)	
移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十八条中「第百三十六条第一	<p>会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）に定める決議によらなければならない」と、同条第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「含む。」とあるのは「含む。」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）</p>
移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者」と、「営業時間又は事業時間」とあるのは「事業時間」と、「移転会社の定	<p>会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）に定める決議によらなければならない」と、同条第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「含む。」とあるのは「含む。」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十九条第一項（社員総会の招集の通知）若しくは第百八十二条第一項（評議員会の招集の通知）</p>

める費用を支払って」とあるのは「移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、」と、同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第三百三十七條第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「公告しなければ」とあるのは「公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならぬ。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一條第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定款で定めてい

項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時

める費用を支払って」とあるのは「移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第三百三十七條第一項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「公告しなければ」とあるのは「公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならぬ。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一條第一項第四号（公告方法）に掲げる方法により行う旨を定

るときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなれば」と、同条第二項及び第四項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同法第二百七十二条の二十九において準用する同法第百三十九条第二項中「どうか」とあるのは「どうか（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つ

款で定めるときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でしなれば」と、同条第二項及び第四項中「公告」とあるのは「公告又は通知」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十九条第二項中「どうか」とあるのは「どうか（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあっては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける

<p>旧平成十七年改正法附則第四条第九項</p>	<p>(略)</p>	
<p>第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十六條第一項及び第四百四十七條から第四百四十九條までの規定</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同法第二百七十二條の二十九において準用する同法第四百四十一條第一項及び第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同條第三項中「当該会社」とあるのは「当該業者</p>
<p>旧平成十七年改正法附則第四条第九項</p>	<p>(略)</p>	
<p>第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十六條第一項及び第四百四十七條から第四百四十九條までの規定</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第四百四十條第一項及び第三項中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同條第三項中「当該会社」とあるのは「当該業者</p>

並びに同法第百五十条第一項	同法第二百七十二条の三十第二項において準用する同法第百四十四条第二項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社	同項において準用する同法第百四十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）」と及び少額短期保険業者」とあるのは「少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）」と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「株主總會等」とあるのは「株主總會等（株主總會、社員
並びに新保険業法第百五十条第一項	第二項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託	第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。）」と、「及び少額短期保険業者」とあるのは「少額短期保険業者及び認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。）」と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「株主總會等」とあるのは「株主總會等（株主總會、社員總會（総代会を設けているときは、総代

---

---

---

総会（総代会を設けているときは、総代会）又は評議員会をいう。以下同じ。」と、同条第三項中「又は第六十二条第二項」とあるのは、「第六十二条第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）」と、同条第四項中「第百三十六條第三項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の平成十七年改正法（

---

---

---

会）又は評議員会をいう。以下同じ。）」と、同条第三項中「又は第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九条第二項（社員総会の決議）若しくは第百八十九条第二項（評議員会の決議）」と、同条第四項中「第百三十六條第三項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の平成十七年改正法（以下この項において「旧平成十七年改正

<p>以下この項において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する第三百三十六條第三項</p>	<p>(略)</p> <p>委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「本店又は主たる事務所」とあるのは「主たる事務所」と、同条第三項中「商業登記法第十八條、第十九條（申請書の添付書面）及び第四十六條（添付書面の通則）」（これらの規定を第六十七條にお</p>

<p>法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二條の二十九において準用する第三百三十六條第三項</p>	<p>(略)</p> <p>委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第二項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「本店又は主たる事務所」とあるのは「主たる事務所」と、同条第三項中「商業登記法第十八條、第十九條（申請書の添付書面）及び第四十六條（添付書面の通則）」（これらの規定を第六十七條にお</p>

いて準用する場合を含む。  
。」とあるのは「一般  
社団法人及び一般財団法  
人に関する法律第三百十  
七条（添付書面の通則）  
並びに第三百三十条（商  
業登記法の準用）におい  
て準用する商業登記法第  
十八条及び第十九条（申  
請書の添付書面）」と、  
同法第二百七十二條の三  
十第二項において準用す  
る同法第四百四十七條中「  
委託会社」とあるのは「  
委託業者」と、同項にお  
いて準用する同法第四百  
十八条第一項中「委託会  
社」とあるのは「委託業  
者」と、同条第三項中「  
保険業法第四百四十四條第  
二項」とあるのは「保険  
業法等の一部を改正する  
法律の一部を改正する法

いて準用する場合を含む。  
。」とあるのは「一般  
社団法人及び一般財団法  
人に関する法律第三百十  
七条（添付書面の通則）  
並びに第三百三十条（商  
業登記法の準用）におい  
て準用する商業登記法第  
十八条及び第十九条（申  
請書の添付書面）」と、  
新保険業法第二百七十二  
條の三十第二項において  
準用する新保険業法第百  
四十七條中「委託会社」  
とあるのは「委託業者」  
と、新保険業法第二百七  
十二条の三十第二項にお  
いて準用する新保険業法  
第四百四十八條第一項中「  
委託会社」とあるのは「  
委託業者」と、同条第三  
項中「保険業法第四百十  
四條第二項」とあるのは

律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する同法第四百四十四條第二項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」とあるのは「委託業者」と、同条第四項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「保険業法第四百四十四條第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を

「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する同法第四百四十四條第二項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第四項中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「保険業法第四百四十四條第一項」

	<p>改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する同法第一百四十四条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>委託会社」とあるのは「委託業者」と、同法第二百七十二條の三十第二項において準用する同法第</p>
--	---	--

	<p>とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第九項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する同法第一百四十四条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>委託会社」とあるのは「委託業者」と、新保険業法第二百七十二條の三十第二項において準用する</p>
--	--	--

	(略)	旧平成十七年改正法附則第四条第十四項
	(略)	(略)
<p>百五十条第一項中「委託会社」とあるのは「委託業者</p>	(略)	<p>公告については、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正後のこの法律附則第四条第十八項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第十一項において読み替えて準用する「保険業法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有すること</p>
	(略)	旧平成十七年改正法附則第四条第十四項
	(略)	(略)
<p>新保険業法百五十条第一項中「委託会社」とあるのは「委託業者</p>	(略)	<p>公告については、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正後のこの法律附則第四条第十八項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第十一項において読み替えて準用する」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる</p>

とされる同法による改正前のこの法律（以下この号及び次号において「旧法」という。）附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四條第七項において読み替えて適用する保険業法第二百七十二條の二十九において準用する同法」と、同項第二号中「第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する保険業法第四百十條第一項、第四百四十六條第一項若しくは第四百五十條第一項又は第四百五十四條若しくは第四百六十六條第一項」とあるのは「旧法附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四條第七項又は第九項

同法による改正前のこの法律（以下この号及び次号において「旧法」という。）附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四條第七項において読み替えて適用する新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する」と、同項第二号中「第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する新保険業法第四百十條第一項、第四百四十六條第一項若しくは第四百五十條第一項又は第四百五十四條若しくは第四百六十六條第一項」とあるのは「旧法附則第五條第八項の規定により読み替えて適用する旧法附則第四條第七項又は第九項において

旧平成十七年改	(略)	旧平成十七年改 正法附則第六 第五項	第二項	旧平成十七年改 正法附則第六 第二項	
新保険業法第百十三條	(略)	新保険業法第五條第二項	新保険業法第三條第一項	新保険業法第六條第一項	
保険業法第百十三條	(略)	保険業法第五條第二項	同法第三條第一項	保険業法第六條第一項	においてそれぞれ読み替えて適用する保険業法第二百七十二條の二十九において準用する同法第四百四十六條第一項又は同法第四百五十五條第一項と読み替えるものとする
(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	それぞれ読み替えて適用する新保険業法第二百七十二條の二十九において準用する新保険業法第四百四十六條第一項若しくは第四百五十五條第一項と読み替えるものとする



2 (略)	新平成十七年改正法附則第十六条第十八項		新保險業法第二百七十二條第一項	保險業法第二百七十二條第一項
	新保險業法第二百七十二條の十八において準用する新保險業法	新保險業法第二百七十二條の十八において準用する	同法	同法
2 (略)	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)